

3. 電気、ガス、水道関係

Q3-1：電気について住所変更については届け出をすることが必要ですか？

A3-1 中部電力パワーグリッド（株）では、今回の町名・町界整理による住所変更については、会社側で新しい住所に変更しますので、みなさんに手続きをしていただく必要はありません。

ただし、中部電力以外から電力の供給を受けている場合には、ご自身で契約先に手続きをお尋ねいただきたいと思います。

Q3-2：ガスについて住所変更については届け出をすることが必要ですか？

A3-2 都市ガスをご利用の場合、住所変更の届け出は必要ございません。

東邦ガスネットワーク株式会社を通じ、ご契約のガス小売り会社へ住所変更の内容を連携いたしますので、皆様に住所変更の手続きをしていただく必要はありません。

Q3-3：水道について住所変更については届け出をすることが必要ですか？

A3-3 名古屋市上下水道局では、今回の町名・町界整理による住所変更については、上下水道局で新しい住所に変更しますので、みなさんから手続きをしていただく必要はありません。

（令和4年度中を目途に、ご住所を変更いたします。町名・町界整理実施後にメーター検診時に投函する「水道料金のお知らせ」の記載の住所や各種郵便物の送付先ご住所が変更前の場合がありますが、順次変更をいたしますので、ご

連絡をいただく必要はございません。)

Q3-4：電気、ガス、水道の供給について住所変更の届け出が遅れると、何か問題が発生しますか？

A3-4 住所変更の未届を理由として電気等の供給が止められるなど支障が生じることはありません。

ただし、新住所にデータが更新されるまでの間、旧住所表記の書類が届くことがあります。ご理解をいただきたいと存じます

(名古屋市上下水道局からのお知らせ)

町名・町界整理実施後にお支払いの方法の変更等のご連絡をいただく場合は、手元にお客様番号が分かるものをご用意のうえ、ご連絡くださいますようお願いいたします。